

児童手当

Q&A

A 他の市町村に住所が変わった場合は、狹山市での児童手当の受給資格はなくなりますので、異動先(この場合は所沢市)で、新たに手続き(児童手当認定請求書の提出)が必要となります。手続きが遅れますと、遅れます。

Q 現在児童手当を受けていますが、来月所沢市に引っ越しで所沢市でも受けられますが?

A 子供が生まれました。児童手当を受けたいのです。が、該当になる所得の基準額を教えてください。主人は自営業者で国民年金に加入しています。

Q 現在、児童手当を受けていますが、1歳の子どもがいて児童手当を受けています。来月2人目の子どもが生まれますが、新たに手続きをしなくて自動的に支給額は増額されるのですか?

A 所得制限の額は、働いていたかたが前年に扶養していました。ご質問のかたの場合、昨年のご主人の被扶養者は奥さん一人です。この場合、総所得が187万6千円未満のかたが対

Q 3歳未満の子どもが2人います。手当も2人分受けられますか?

A 児童手当は、第1・2子には5千円、第3子以降は1人につき1万円が支給されますが、お子さんが複数いる場合、それぞれのお子さんに児童手当が支給されます。3歳未満のお子さんが2人の場合、第1子に5千円、第2子に5千円で合計1万円が支給されます。また、お子さんが3人いて、第2子と第3子が3歳未満の場合、第2子が5千円、第3子が1万円で合計1万5千円が支給されます。

Q 現在児童手当を受けていますが、来月所沢市に引っ越しで所沢市でも受けられますが?

A 他の市町村に住所が変わった場合は、狹山市での児童手当の受給資格はなくなりますので、異動先(この場合は所沢市)で、新たに手続き(児童手当認定請求書の提出)が必要となります。手続きが遅れますと、遅れます。

お子さんの健全な育成をお手伝いします

児童手当制度

お子さんをお持ちのお父さんお母さん、児童手当制度に該当していませんか。

児童手当制度は、市内にお住まいのかたで3歳未満の子どもを養育し、所得が一定の限度額未満のかたに手当が支給される制度です。

児童手当を受けることができる人は

児童手当は、3歳未満の児童を養育しているかたで、前年の所得が一定の限度額未満のかたに支給されます。※1～5月に支給される手当は前々年の所得が対象になります。厚生年金などに入れる特例給付があります。

児童手当	特例給付
前年の扶養費	30万円
0人	157万6千円未満
1人	187万6千円未満
2人	217万6千円未満
3人以上	247万6千円未満
1人増すごとに	30万円

※児童手当、特例給付認定の所得制限には、一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年により変更されることがあります。

児童手当の支給額

児童手当に該当するかたは次の額が支給されます。※特例給付の場合も同額です。

- ▼第1子：5千円
- ▼第2子：5千円
- ▼第3子以降一人につき：1万円

特例給付を受けることができるかたは

所得制限により児童手当が受けられないサラリーマン(厚生年金などに加入など)については、そのかたの前年の所得が一定の限度額未満の場合特例給付(児童手当と同額)が支給さ

児童手当の手続き

上記に該当し、児童手当、特例給付の受給資格が生じたかたは、必要書類を持って児童福祉課で児童手当認定請求書の手続きをしてください。

- 印鑑
- 請求者の銀行口座番号
- 年金加入証明書

児童手当の現況届

上記に該当し、児童手当、特例給付の受給資格が生じたかたは、必要書類を持って児童福祉課で児童手当認定請求書の手続きをしてください。

児童手当現況届

この届は毎年6月1日現在の状況を記載するもので、児童手当、特例給付を提出しなければなりません。

※その他必要に応じ別途書類を請求することができます。

児童手当、特例給付を受給しているかたは

児童手当現況届

次のように事由が発生したかたについても、手続きが必要になります。

児童手当現況届

この届は毎年6月1日現在の状況を記載するもので、児童手当、特例給付を提出しなければなりません。

※その他必要に応じ別途書類を請求することができます。



3歳未満のお子さんをお持ちのお父さんお母さん、児童手当制度に該当していませんか?

この制度は、児童を養育しているかたに手当を支給することにより、当は前々年の所得が対象になります。

児童手当、特例給付の支給認定を受けるための届け出をした日の翌月から支給され、支給事由が消滅した日の月の分で終わります。

支給月2・6・10月※それぞれの前月分までが支給されます。特例給付も同様です。

A 所得制限の額は、働いていたかたが前年に扶養していました。ご質問のかたの場合、昨年のご主人の被扶養者は奥さん一人です。この場合、総所得が187万6千円未満のかたが対

A 現在、児童手当を受けているかたでも、新たにお子さんが生まれたときは、そのお子さんの申請をしてください。申請をしないと、新たに生まれたお子さんの手当を受けとることは出来ません。

A 現在児童手当を受けているかたが前年に扶養していました。ご質問のかたの場合、昨年のご主人の被扶養者は奥さん一人です。この場合、総所得が187万6千円未満のかたが対